

## 国際的パワーリフティング団体の役員・スタッフ推薦に関する規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が、国際パワーリフティング連盟（IPF）、アジアパワーリフティング連盟（APF）等の国際的なパワーリフティング団体（以下「国際団体」という）に、日本及び本協会を代表する役員・スタッフ（会長、理事長、事務局、委員長、委員等を含む。以下「役員」という）を派遣するにあたり、その役員候補者の選考と推薦に必要な事項について定めるものである。

### 第2条（選考手順）

- 1 国際団体の役員候補者の選考にあたっては、国際委員会が本協会の役員、正会員又は学識経験者の中から選んだ若干名の候補者及び自ら候補者として希望する者について、その選考理由、希望理由等の必要な事項を記載した候補者名簿を作成し、業務執行役員会に提出するものとする。
- 2 業務執行役員会は、候補者名簿に基づいて第4条の定めに従い候補者の適格性等を審議して理事会に提案する。この審議において、業務執行役員会は候補者の意思確認を行うものとする。

### 第3条（役員候補者の決定と推薦）

- 1 理事会は、前条第2項の規定により提案された候補者名簿に基づいて、役員候補者を決定する。
- 2 会長は、前項の決定に基づいて選考した役員候補者に本協会を代表する者として委嘱するとともに、国際団体に対して役員推薦を行う。

### 第4条（適格性）

- 1 役員候補者の選考対象者は、本協会の基本方針、活動方針及び規程類を遵守し且つ本協会及び日本人選手のために本協会と連携して奉仕的に活動する者でなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、役員候補者となることはできない。
  - (1) 本協会の「役員・職員倫理規程」、「競技者等に関する倫理規程」、「倫理委員会規程」等の規程類に基づいて、処分を受けた者
  - (2) 役員候補者の選考時点で、本協会において処分の検討対象となっている者
- 3 国際委員会及び業務執行役員会は役員候補者の選考に際し、都道府県パワーリフティング協会等の所属団体に対して、その適格性等の判断のために必要な事項について確認を求めることができる。この場合、都道府県パワーリフティング協会等の所属団体はその求めに応じなければならない。

### 第5条（役員候補者の責務）

- 1 役員候補者が、国際団体の役員選挙において正式に役員として任命された場合（以下「日本代表役員」という）、速やかに、その旨本協会に報告しなければならない。
- 2 前項の正式役員としての任期中、日本代表役員は親善友好に努めるとともに、国際的なパワーリフティングの普及・発展のために、積極的に国際団体の活動に協力しなければ

ばならない。

- 3 日本代表役員は、国際団体との連絡、情報交換、国際団体が行う会議（以下「国際会議等」という）において入手した情報を速やかに理事会及び関係する専門委員会に報告しなければならない。
- 4 日本代表役員は、国際会議等において本協会又は日本人選手に影響を及ぼす議題が提起されると予測される場合又は採決が行われると予測される場合には、速やかに理事会及び関係する専門委員会に状況に関する連絡又は報告を行い、理事会と緊密な連携を取るとともに、理事会からの指示に従い対応しなければならない。
- 5 前項において、理事会及び関係する専門委員会への連絡又は報告ができない場合、自らの判断で適切に対応することとし、国際会議等の終了後、直ちに自らが行った対応及びその結果を理事会に連絡又は報告し、理事会からの指示に従わなければならない。

#### 第6条（任期、再推薦等）

- 1 日本代表役員の任期は、国際団体の定めに従うものとする。ただし、任期満了後の当該日本代表役員の再推薦を妨げるものではない。
- 2 日本代表役員が自ら再任を希望する場合、国際団体の役員選挙の6ヶ月前までに、国際委員会に文書にて理由を記した推薦願いを提出しなければならない。
- 3 日本代表役員の再推薦にあたり、国際委員会は不適格事由の有無等の必要事項を審査した上で、再推薦された候補者の氏名と審査結果を理事会に報告するものとし、理事会は報告内容に基づいて決議する。
- 4 会長は、前項の決定に基づいて選考した役員候補者に本協会を代表する者として委嘱するとともに、国際団体に対して役員の再推薦を行う。
- 5 日本代表役員が任期中に退任する場合は、本協会の会長に文書によりその届けをしなければならない。

#### 第7条（経費等）

日本代表役員が国際団体の開催する会議等に参加する場合の派遣費用、業務遂行上の諸費用等については、別途、理事会で定めるものとする。

#### 第8条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

#### 第9条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

#### <附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は令和4年5月16日に改訂し、同日より施行する。